

日高町下水道事業

(特定地域生活排水処理事業)

経 営 戦 略

(平成30年度～平成39年度)

日高町上下水道課

平成30年3月

目 次

1. はじめに	1
2. 事業概要	2
(1) 事業の現況	2
(2) 民間活力の活用等	5
(3) 経営比較分析表を活用した現状分析	6
3. 経営の基本方針	9
4. 投資・財政計画（収支計画）	10
(1) 投資・財政計画（収支計画）	10
(2) 投資・財政計画（収支計画）の策定にあたっての説明	10
(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要	13
5. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	15

別紙1 経営比較分析表

別紙2 投資・財政計画（収支計画）

1. はじめに

本町は、紀伊半島西部海岸沿いのほぼ中間点に位置し、北部は由良町に、東部は広川町および日高川町に接し、南部は御坊市および美浜町、日高平野に、西部は紀伊水道に面している総面積46.19km²の町です。昭和29年10月1日、内原、志賀、比井崎の3村が合併し、「日高町」として発足、現在に至っています。

本町では、町民の快適な暮らしの確保や公共用水域の水質保全の観点から、水洗化事業を重要な施策として位置付け、農業集落排水事業、漁業集落排水事業、特定地域生活排水処理事業の3つの下水道事業を運営しております。

特定地域生活排水処理事業は、地理的・社会的条件から集合排水処理することが適当でない区域において、浄化槽を設置することとし、平成21年度までに整備事業を進めて参りました。平成15年から供用開始し、平成28年度末時点での浄化槽設置基数は684基となっております。

近年ではほとんどの自治体が人口減といわれる中、本町の特定生活排水処理地域においては人口減少が進んでおらず、将来も大幅な人口減少が予測されていないため、料金収入は安定的に推移することが見込まれます。しかしながら、浄化槽にかかる修繕費及び維持管理費用や地方債の利息及び償還にかかる支出の負担が大きいため、一般会計からの繰入を受けざるを得ない状況であり、公営企業としての基本原則である、料金収入をもって経営を行うという、独立採算制を実現するのは極めて難しい状況です。

このような状況にあって、将来に渡っても安定したサービスの提供を継続していくために、中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」を策定しました。

本経営戦略の計画期間は、平成30年度から平成39年度までの10年間とします。今後の経営状況等の変化に対応するため、随時フォローアップを行い、必要に応じて見直しを行います。

2. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

(平成29年3月末現在)

供用開始年月日 (供用開始後年数)	平成15年2月4日 (供用開始後15年)
法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	法非適用
処理区域内人口密度	1.08人/ha
流域下水道等への 接続の有無	無
処理区数	
浄化槽設置基数	684基
広域化・共同化・最適化 実施状況 * 1	<p>本町は平成21年度までに浄化槽整備推進事業を実施し、地理的・社会的条件から集合排水処理することが適当でない区域については、浄化槽の設置を選択しました。</p> <p>また、汚泥については、100%広域処理されており、「御坊クリーンセンター」で処理後、「御坊広域清掃センター」にて焼却処理されエネルギー利用されています。</p>

* 1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

(ア) 一般家庭用使用料体系の概要・考え方

本町の浄化槽排水施設の一般家庭用使用料は、基本料金と人数割料金により算定しています。

専用住宅においては、基本料金に家族数に応じた人数割料金を加えた額が適用され、共同住宅においても、基本料金に処理対象人員数に応じた人数割料金を加えた額が適用されます。

区 分	使用料（月額）	
	基本料金	人数割料金
専用住宅	2,050円	家族数×410円
共同住宅	2,050円	処理対象人員数×410円

使用料は、浄化槽の維持管理等に要する経費として、事業収支を勘案して決定しています。

(イ) 業務用使用料体系の概要・考え方

浄化槽排水施設の業務用使用料（店舗等）についても、一般家庭用使用料と同様に、基本料金と人数割料金により算定しています。

基本料金は一律ですが、人数割料金については、処理対象人数20人未満であって専用住宅を含む場合、処理対象人数20人未満であって専用住宅を含まない場合、処理対象人数20人以上の場合に分けてそれぞれ設定しています。

区 分	使用料（月額）	
	基本料金	人数割料金
店舗等	2,050円	処理対象人数20人未満であって専用住宅を含むもの (家族数+従業員数×0.3) × 410円
営業所及び事業所等		処理対象人数20人未満であって専用住宅を含まないもの (従業員数×0.3) × 410円
		処理対象人数20人以上 処理対象人員数×410円

※従業員数×0.3の小数点以下は切り上げ

使用料は、浄化槽の維持管理等に要する経費として、事業収支を勘案して決定しています。

(ウ) その他の使用料体系の概要・考え方

浄化槽排水施設使用料は集会施設等、学校・保育所等において、別途料金を設定しています。

集会施設等は基本料金のみを設定です。

学校・保育所等は基本料金と人数割料金を定めており、人数割料金は利用者100人以下、利用者200人以下、利用者201人以上に分けてそれぞれ設定しています。

区 分		使用料（月額）	
		基本料金	人数割料金
集会施設等		2,050円	—
学校・保育所 等	利用者100人以下	10,280円	10,280円
	利用者200人以下	10,280円	20,580円
	利用者201人以上	10,280円	30,850円

使用料は、浄化槽の維持管理等に要する経費として、事業収支を勘案して決定しています。

(エ) 20m³あたりの使用料

条例上の使用料*2 (20m ³ あたり)	平成26年	3,280円	実質的な使用料*3 (20m ³ あたり)	平成26年	3,279円
	平成27年	3,280円		平成27年	3,277円
	平成28年	3,280円		平成28年	3,259円

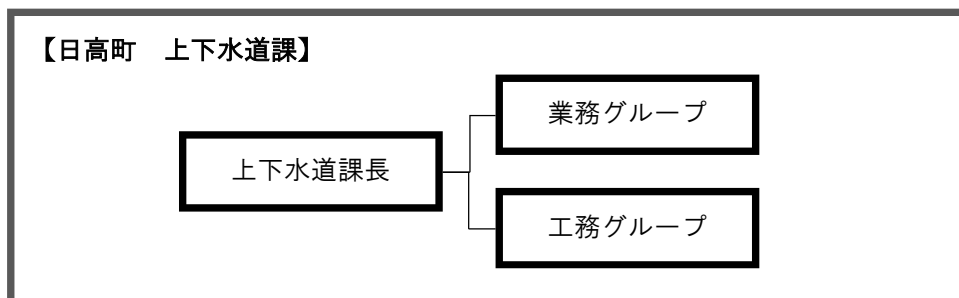
*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。一世帯あたり3人と
して計算している。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの
(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

日高町の下水道事業は上下水道課が担当しています。上下水道課は6名で組織され、上下水道課長のもと、業務グループと工務グループを配置しています。

上下水道課では、下水の維持管理、集落排水工事、宅内検査、下水道責任技術者などに関することを業務として行っています。



(2) 民間活力の活用等

① 民間活用の状況

民間委託 (包括的民間委託を含む)	浄化槽の維持管理（保守点検、清掃、水質検査、修理）に関しては民間委託しておりますが、包括的民間委託は行っておりません。
指定管理者制度	事業内外の経営環境等を勘案した結果、現在の運営方法が最適と判断しているため、指定管理者制度は導入しておりません。
PPP・PFI	事業内外の経営環境等を勘案した結果、現在の運営方法が最適と判断しているため、PPP・PFIは導入しておりません。

② 資産活用の状況

エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	浄化槽汚泥は、現在100%が広域処理されており、「御坊クリーンセンター」で処理後、「御坊広域清掃センター」にて焼却処理されエネルギー利用されています。将来的には堆肥化し、100%の利活用を目指します。
土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	未利用土地・施設等はありません。

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源（資産を含む）を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す（単純な売却は除く）。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

経営比較分析表は、別紙1のとおりです。

① 経営の健全性・効率性

(ア) 収益的収支比率

指標の意味	料金収入や一般会計からの繰入金等の総収益で、総費用に地方債償還金を加えた費用をどの程度賄えているかを表す指標。単年度の収支が黒字であることを示す100%以上となっていることが必要です。数値が100%未満の場合、単年度の収支が赤字であることを示しているため、経営改善に向けた取組が必要となります。
算定式	$\frac{\text{総収益}}{\text{総費用} + \text{地方債償還金}} \times 100$
平成28年度	93.84%
平成27年度	93.37%
平成26年度	98.32%
分析コメント・評価	100%を下回る水準で推移しております。一般会計からの基準外繰入によって賄われている部分が大きく、今後もコスト削減と使用料の確保に取り組む必要があります。

(イ) 企業債残高対事業規模比率

指標の意味	料金収入に対する地方債残高の割合であり、地方債残高の規模を表す指標。明確な数値基準はありませんが、投資規模は適切か、料金水準は適切か、必要な更新を先送りしているため地方債残高が少額となっているに過ぎないかといった分析を行い、経営改善を図っていく必要があります。
算定式	$\frac{\text{地方債現在高合計} - \text{一般会計負担額}}{\text{営業収益} - \text{受託工事収益} - \text{雨水処理負担金}} \times 100$
平成28年度	231.01% (413.50%) *6
平成27年度	280.97% (392.19%) *6
平成26年度	319.75% (416.91%) *6
分析コメント・評価	企業債残高対事業規模比率は減少傾向であり、類似団体と比べても数値は小さいです。今後も適切な規模の債務を維持し、財務安全性を確保することが必要です。

*6 ()は類似団体平均。以下、同様。

(ウ) 経費回収率

指標の意味	使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標であり、使用料水準等を評価することが可能です。経費回収率が100%を下回っている場合、汚水処理に係る費用が使用料以外の収入により賄われていることを意味するため、適正な使用料の確保及び汚水処理費の削減が必要となります。
算定式	$\frac{\text{料金収入}}{\text{汚水処理費（公費負担分を除く）}} \times 100$
平成28年度	57.13% (55.84%)
平成27年度	57.22% (57.03%)
平成26年度	55.42% (57.93%)
分析コメント・評価	経費回収率は類似団体平均と同水準ですが、独立採算であるためには100%を目指す必要があります。今後も継続して維持管理費の削減に取り組むとともに、使用料の適正化についても検討していく必要があるといえます。

(エ) 汚水処理原価

指標の意味	有収水量 1 m ³ あたりの汚水処理に要した費用であり、汚水資本費・汚水維持管理費の両方を含めた汚水処理に係るコストを表した指標。明確な数値基準はありませんが、経年比較や類似団体との比較等により自団体の置かれている状況を把握・分析することが求められます。必要に応じて、投資の効率化や維持管理費の削減、接続率の向上による有収水量を増加させる取組といった経営改善が必要となります。
算定式	$\frac{\text{汚水処理費（公費負担分を除く）}}{\text{年間有収水量}}$
平成28年度	285.26円 (287.57円)
平成27年度	286.39円 (283.73円)
平成26年度	295.87円 (276.93円)
分析コメント・評価	汚水処理原価は類似団体平均よりも若干高い水準です。汚水処理費には地方債の元利償還金も含まれていますが、委託料を中心とした維持管理費が汚水処理費を押し上げています。今後も継続したコスト削減努力が必要です。

(才) 施設利用率

指標の意味	施設・設備が一日に対応可能な処理能力に対する、一日平均処理水量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を判断する指標。明確な数値基準はありませんが、一般的には高い数値であることが望まれます。経年比較や類似団体との比較等により自団体の置かれている状況を把握し、数値が低い場合には、施設が遊休状態ではないか、過大なスペックとなっていないかといった分析が必要です。
算定式	$\frac{\text{晴天時一日平均処理水量}}{\text{晴天時現在処理能力}} \times 100$
平成28年度	53.55% (61.55%)
平成27年度	53.33% (58.25%)
平成26年度	53.44% (59.08%)
分析コメント・評価	施設利用率は50%台で推移しており、効率的な施設規模とはいえません。しかし、一方で建物の延べ床面積にに応じて設置する浄化槽の大きさが法令によって定められており、本町は法令に準拠した適正な大きさの浄化槽を設置しています。特定地域生活排水処理事業の処理区域では、広い住居に浄化槽の処理能力より少ない人数で暮らしているケースも多く、施設利用率の改善が難しい状況です。

(力) 水洗化率

指標の意味	現在処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合を表した指標。公共用水域の水質保全や、使用料収入の増加等の観点から100%となっていることが望ましいといえます。一般的に数値が100%未満である場合には、汚水処理が適切に行われておらず、水質保全の観点から問題が生じる可能性があり、使用料収入の確保の点からも、水洗化率向上の取組が必要です。ただし、新たに管渠を整備する場合、費用の増大につながるため、費用対効果を検証することが必要です。
算定式	$\frac{\text{現在水洗便所設置済人口}}{\text{現在処理区域内人口}} \times 100$
平成28年度	96.25% (67.49%)
平成27年度	95.98% (68.15%)
平成26年度	95.91% (77.12%)
分析コメント・評価	水洗化率は毎期95%を上回っており、類似団体と比較しても高水準です。

② 経営指標分析の全体総括

経営の健全性・効率性は毎期安定しているものの、一般会計からの基準外繰入への依存度が高く、継続した維持管理費の削減及び使用料の適正化に関する検討が必要と言えます。

また、施設については現時点で老朽化には至っていませんが、将来的には更新が必要となるため、適切な修繕の実施により長寿命化を行うとともに、中長期的な視点で更新投資や必要な財源の確保を計画することが重要となります。

3. 経営の基本方針

将来の事業環境等を踏まえ、事業を継続する上での経営理念、経営の基本方針を策定しました。

基本方針

環境への配慮を基本とし、事業の効率的な運営をめざし、経営の適正化を推進する。

● 環境への配慮に努めます。

汚水処理施設の役割は、生活環境の改善（ハエや蚊などの発生や悪臭の防止、伝染病の防止など）や河川・湖沼・海域の水質保全にあります。これらの役割を果たすため、将来に亘って安定的な事業運営をめざします。

● 経営の適正化を推進します。

現状では事業の運営によって得られる収入だけでは事業の維持管理にかかる支出を賄えず、一般会計からの繰入金に依存する経営が続いています。

公営企業として独立採算がとれるよう、維持管理費の削減に努めるとともに、料金水準の適正化についても検討していきます。

4. 投資・財政計画（収支計画）

（1）投資・財政計画（収支計画）

収支計画は、別紙2のとおりです。

（2）投資・財政計画（収支計画）の策定にあたっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

計画期間中の財政計画では、浄化槽の維持管理を行うのみであり、新規設置事業の実施予定はありません。

② 収支計画のうち財源についての説明

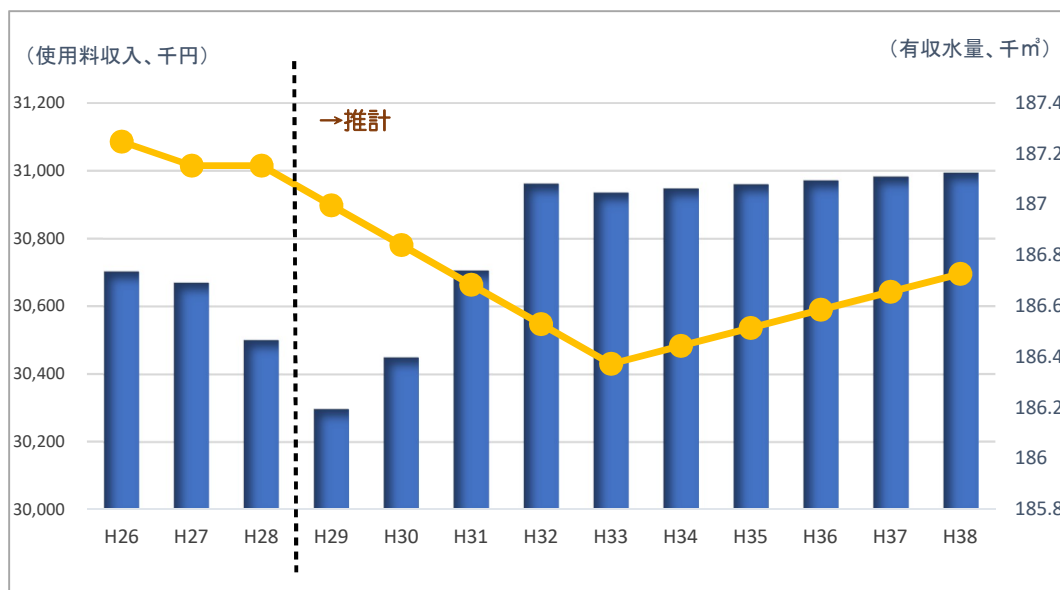
（ア）料金収入（使用料収入）

「日高町人口ビジョン」の人口予測をもとに、同様の傾向で水洗化人口が推移するものと仮定して有収水量を予測しました。料金収入（使用料収入）は、この予測有収水量に平成28年度の使用料単価（162.97円/㎡）実績を乗じて算定しました。

	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
総人口（人）	7,890	7,918	7,921	7,914	7,908	7,901	7,895
水洗化人口（人）	939	930	923	922	921	921	920
有収水量（千㎡）	187.25	187.15	187.15	187.00	186.84	186.69	186.53
料金収入（千円） （使用料収入）	30,702	30,669	30,500	30,297	30,449	30,705	30,961

	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39
総人口（人）	7,888	7,891	7,894	7,897	7,900	7,903	7,911
水洗化人口（人）	919	920	920	920	921	921	922
有収水量（千㎡）	186.37	186.44	186.52	186.59	186.66	186.73	186.92
料金収入（千円） （使用料収入）	30,935	30,947	30,959	30,971	30,982	30,994	31,026

※なお、使用料単価は平成 31 年 10 月以降消費税の増税分を加味しています。有収水量および使用料単価は小数点以下第 3 位を四捨五入して表示しています。



(イ) 他会計繰入金

収支差額を一般会計繰入金により補填しております。一般会計繰入金の見込みは以下の通りです。

(単位：千円)

	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33
営業外収益								
他会計繰入金	32,107	26,420	25,612	26,563	27,342	27,053	27,167	27,440
(うち、基準内繰入)	8,487	8,832	8,195	7,397	7,397	7,396	7,396	7,397
(うち、基準外繰入)	23,620	17,588	17,417	19,166	19,945	19,657	19,771	20,043

	H34	H35	H36	H37	H38	H39	計画期間の合計
営業外収益							
他会計繰入金	27,340	27,384	27,443	27,444	27,476	27,486	273,575
(うち、基準内繰入)	7,396	7,397	7,397	7,397	7,397	7,397	73,967
(うち、基準外繰入)	19,944	19,987	20,046	20,047	20,079	20,089	199,608

(ウ) 下水道基金

下水道事業全体の基金残高は平成28年度末時点で111,714千円となっています。

計画期間においては、毎年、地方債償還額の25%相当額の下水道基金を取り崩し、資本的収入（その他）に計上しております。

また、形式収支が黒字となった場合は、翌年度に下水道基金に積み立てを行う方針ですが、計画期間において、形式収支は毎年度ゼロとなる見込みであるため、積み立てを行っていません。

基金の取崩額、積立額の見込みは以下のとおりです。

(単位：千円)

	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33
下水道基金取崩額	1,073	4,136	3,795	2,074	2,116	2,159	2,203	2,248
下水道基金積立額	0	0	0	0	0	0	0	0

	H34	H35	H36	H37	H38	H39	計画期間 の合計
下水道基金取崩額	2,293	2,340	2,387	2,436	2,485	2,536	23,203
下水道基金積立額	0	0	0	0	0	0	0

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

(ア) 職員給与費

平成26～28年度の実績値の平均額を基準として、毎年1%ずつの増加を見込んでおります。

(イ) 地方債利息

既存の地方債にかかる利息については、約定利率にもとづき計上していません。

新規起債は予定しておりません。

(ウ) 地方債償還金

既存の地方債にかかる地方債償還金は償還スケジュールに従い計上しています。

新規起債は予定しておりません。

(エ) その他の項目

直近3ヶ年の平均額を計上しています。

(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の

取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

(ア) 広域化・共同化・最適化に関する事項

個別排水という特性上、広域化や共同化は難しく、また最適化についても町内の下水道整備事業は完了しているため、検討する局面ではないと考えております。

(イ) 投資の平準化に関する事項

施設については現時点で老朽化には至っていませんが、将来的には更新が必要となるため、適切な修繕の実施により長寿命化を行うとともに、中長期的な視点で更新投資を計画することにより投資の平準化を行います。

(ウ) 民間活力の活用に関する事項（PPP/PFI など）

民間活力の活用については、他の自治体の事例研究等を行い、継続的に検討していきます。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

計画期間（平成30年度～平成39年度）において、使用料の改定は見込んでいませんが、現状は一般会計からの繰入によって収支均衡を保っており、基準外繰入も多い状況です。下水道基金の取り崩しも見込んでいますが、基金残高も十分ではありません。町の財政負担に過度に頼ることなく、安定的な事業運営を継続していくため、使用料の見直しを含めた方策を検討していきます。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

浄化槽の維持管理に関しては民間委託しており、経費の大部分を占めるのは委託料です。認可業者は町内の2社であり、競争原理を働かせにくいため、委託料の削減は難しいところではありますが、他の維持管理費を含め、経費削減に向けた取組を検討していきます。

5. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略は、毎年度進捗管理（モニタリング）を行うとともに、3～5年に一度見直し（ローリング）を行うことが必要です。

見直しにあたっては、経営戦略の達成度を評価し、投資・財政計画やそれを構成する投資試算、財源試算と実績との乖離及びその原因を分析し、その結果を企業経営に反映させる計画策定（Plan）－実施（Do）－検証（Check）－見直し（Action）のサイクル（PDCA サイクル）を導入します。

毎年度の進捗管理

- 投資・財政計画における実績値の把握と計画との乖離を確認
- 著しい乖離がある場合には、その原因と対策を検討
- 経営指標を分析し、経営健全化に向けた状況把握と今後の取組の方向性を確認

3～5年毎の検証・見直し

- 投資・財政計画の実績推移の把握
- 計画値との乖離が大きい場合には、将来見通しの再評価
- 投資計画における内容の精査
- 新たな投資が必要な場合にはその財源についても再検証
- 経営指標の算定による経営状況の再評価及び必要に応じて新たな目標の設定



経営比較分析表（平成28年度決算）

和歌山県 日高町

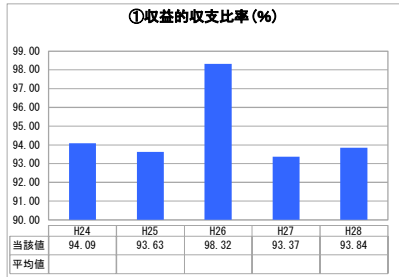
業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	下水道事業	特定地域生活排水処理	K3	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ² 当たり家庭料金(円)
-	該当数値なし	12.11	100.00	3,280

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
7,953	46.19	172.18
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
959	9.19	104.35

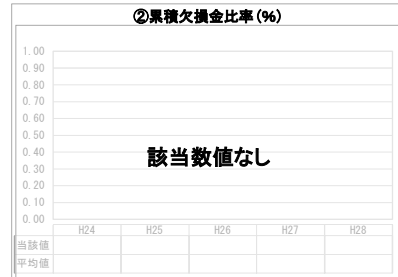
グラフ凡例

- 当該団体値(当該値)
- 類似団体平均値(平均値)
- 【】 平成28年度全国平均

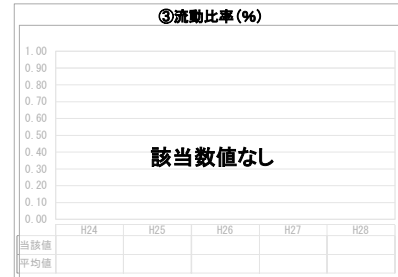
1. 経営の健全性・効率性



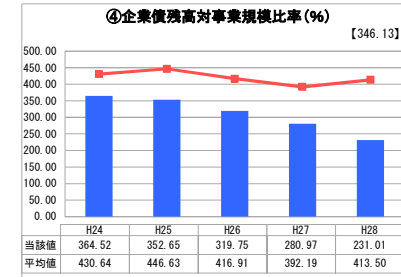
「単年度の収支」



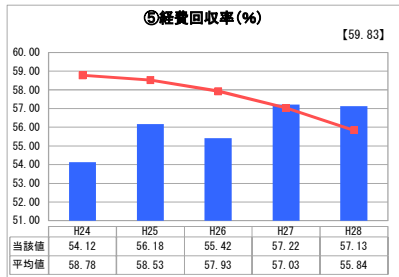
「累積欠損」



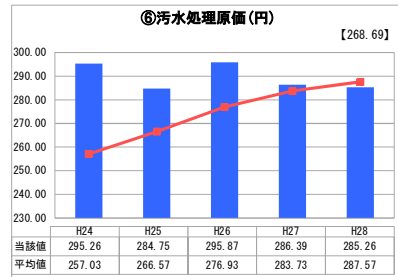
「支払能力」



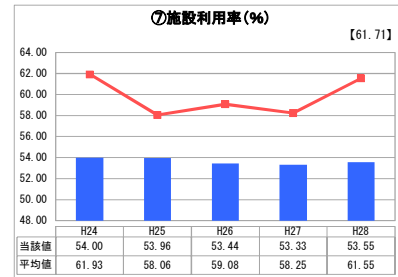
「債務残高」



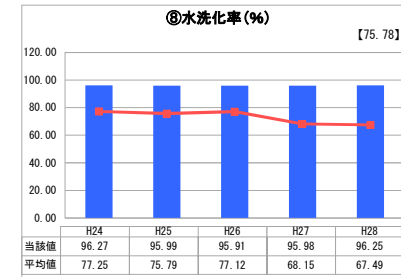
「料金水準の適切性」



「費用の効率性」



「施設の効率性」



「使用料対象の捕捉」

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

供用開始から7年が経過し、④収入に対する企業債残高は低下傾向にある。⑥汚水処理原価は類似団体と比較して、平成28年度は低くなったが、施設利用率はほぼ横ばいが続いている。①収益的収支比率は前年度に比べ少し改善が見られるものの、100%未満となっており、維持管理費の抑制など一層のコスト削減により経営の健全化を図っていく必要がある。

2. 老朽化の状況について

供用開始から7年が経過した段階であり、まだ老朽化には至っていないものの、今後、維持費や更新費用が増加していくことが予想されるため、将来の費用を見込んだ経営努力が必要である。

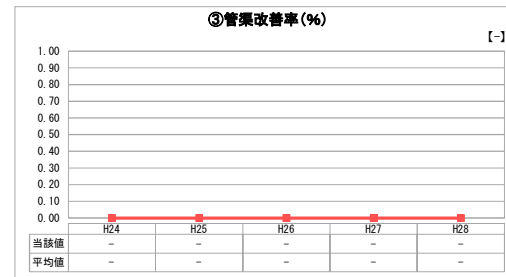
2. 老朽化の状況



「施設全体の減価償却の状況」



「管渠の経年化の状況」



「管渠の更新投資・老朽化対策の実施状況」

全体総括

⑤経費回収率は類似団体に比べて高いものの100%未満であり、汚水処理にかかる費用が使用料で賄えない状態が続いている。現状では施設の老朽化は進んでいないものの、将来的には更新費用や維持費が増加することが見込まれることから、今後は財政計画を見直し、適正な使用料収入の確保と、⑥汚水処理原価の削減により健全な経営体質を目指す必要がある。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。
 ※ 平成24年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、企業債残高対事業規模比率及び管渠改善率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。

投資・財政計画
(収支計画)

別紙2

(単位:千円, %)

区 分		年 度		28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度	39年度
		(決算)	(決算 見込)												
収益的 収入	1	総 収 益 (A)	57,787	57,818	58,753	59,051	59,458	59,581	59,567	59,615	59,667	59,694	59,734	59,774	
	(1)	営 業 収 益 (B)	30,506	30,298	30,454	30,710	30,966	30,940	30,952	30,964	30,976	30,987	30,999	31,031	
		ア 料 金 収 入	30,500	30,297	30,449	30,705	30,961	30,935	30,947	30,959	30,971	30,982	30,994	31,026	
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		ウ そ の 他	6	1	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	
	(2)	営 業 外 収 益	27,281	27,520	28,299	28,341	28,492	28,641	28,615	28,651	28,691	28,707	28,735	28,743	
		ア 他 会 計 繰 入 金	25,612	26,563	27,342	27,053	27,167	27,440	27,340	27,384	27,443	27,444	27,476	27,486	
		イ そ の 他	1,669	957	957	1,288	1,325	1,201	1,275	1,267	1,248	1,263	1,259	1,257	
	2	総 費 用 (D)	52,133	51,595	52,404	52,574	52,850	52,839	52,688	52,596	52,505	52,387	52,278	52,167	
	(1)	営 業 費 用	47,923	47,564	48,541	48,883	49,334	49,501	49,533	49,627	49,726	49,802	49,891	49,982	
		ア 職 員 給 与 費	7,830	7,830	8,211	8,293	8,376	8,460	8,545	8,631	8,717	8,804	8,891	8,980	
		うち 退 職 手 当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		イ そ の 他	40,093	39,734	40,330	40,590	40,958	41,041	40,988	40,996	41,009	40,998	41,000	41,002	
	(2)	営 業 外 費 用	4,210	4,031	3,863	3,691	3,516	3,338	3,155	2,969	2,779	2,585	2,387	2,185	
		ア 支 払 利 息	4,210	4,031	3,863	3,691	3,516	3,338	3,155	2,969	2,779	2,585	2,387	2,185	
	うち 一 時 借 入 金 利 息	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	イ そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
3	収 支 差 引 (A)-(D) (E)	5,654	6,223	6,349	6,477	6,608	6,742	6,879	7,019	7,162	7,307	7,456	7,607		
資本的 収入	1	資 本 的 収 入 (F)	3,795	2,074	2,116	2,159	2,203	2,248	2,293	2,340	2,387	2,436	2,485	2,536	
	(1)	地 方 債 償 還 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		うち 資 本 費 平 準 化 債 償 還 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	(2)	他 会 計 補 助 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	(3)	他 会 計 借 入 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	(4)	固 定 資 産 売 却 代 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	(5)	国 (都 道 府 県) 補 助 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	(6)	工 事 負 担 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	(7)	そ の 他	3,795	2,074	2,116	2,159	2,203	2,248	2,293	2,340	2,387	2,436	2,485	2,536	
	2	資 本 的 支 出 (G)	9,449	8,297	8,465	8,636	8,811	8,990	9,172	9,359	9,549	9,743	9,941	10,143	
	(1)	建 設 改 良 費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		うち 職 員 給 与 費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	(2)	地 方 債 償 還 金 (H)	9,449	8,297	8,465	8,636	8,811	8,990	9,172	9,359	9,549	9,743	9,941	10,143	
	(3)	他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	(4)	他 会 計 へ の 繰 出 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
(5)	そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
3	収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 5,654	△ 6,223	△ 6,349	△ 6,477	△ 6,608	△ 6,742	△ 6,879	△ 7,019	△ 7,162	△ 7,307	△ 7,456	△ 7,607		
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

投資・財政計画
(収支計画)

別紙2

積立金 (K)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前年度からの繰越金 (L)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前年度繰上充用金 (M)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
形式収支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
実質収支黒字 (P)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(N)-(O) 赤字 (Q)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
赤字比率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収益的収支比率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	94	97	97	96	96	96	96	96	96	96	96	96	96
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金の不足額 (R)													
営業収益－受託工事収益 (B)-(C) (S)	30,506	30,298	30,454	30,710	30,966	30,940	30,952	30,964	30,976	30,987	30,999	31,031	
地方財政法による資金不足の比率 ((R)/(S)×100)													
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (T)													
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (U)													
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (V)													
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((T)/(V)×100)													
他会計借入金残高 (W)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地方債残高 (X)	199,405	191,108	182,643	174,007	165,196	156,206	147,034	137,675	128,126	118,383	108,442	98,299	

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分	年 度											
	28年度 (決算)	29年度 (決算 見込)	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度	39年度
収益的収支分	25,612	26,563	27,342	27,053	27,167	27,440	27,340	27,384	27,443	27,444	27,476	27,486
うち基準内繰入金	8,195	7,397	7,397	7,396	7,396	7,397	7,396	7,397	7,397	7,397	7,397	7,397
うち基準外繰入金	17,417	19,166	19,945	19,657	19,771	20,043	19,944	19,987	20,046	20,047	20,079	20,089
資本的収支分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち基準内繰入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち基準外繰入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	25,612	26,563	27,342	27,053	27,167	27,440	27,340	27,384	27,443	27,444	27,476	27,486